

入札に参加する皆様へ

【工事費内訳書についての注意事項】

工事費内訳書が次の一に該当する場合には、北海道開発局競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効としますのでご注意ください。

- 1 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
- 3 他の工事費内訳書である場合
- 4 白紙である場合
- 5 工事費内訳書が特定できない場合
- 6 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- 7 内訳の記載が全くない場合
- 8 入札説明書で指示された項目を満たしていない場合
- 9 他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合
- 10 発注者名に誤りがある場合
- 11 発注案件名に誤りがある場合
- 12 提出者名に誤りがある場合
- 13 工事費内訳書の合計金額が、入札書に記載されている入札金額と大幅に異なる場合
- 14 その他未提出又は不備がある場合

工事費内訳書の提出方法

- ・電子入札システムで入札に参加する場合

工事費内訳書は、入札書に添付(追加)して提出してください。

- ・紙で入札に参加する場合

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出してください。